

パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(項 目)	(頁)
1. 全体的な評価に関するもの.....	1
2. ストレステスト、負債十分性テストに関するもの.....	2
(1) テストの実施対象.....	2
(2) テストの方法.....	3
3. 情報開示に関するもの.....	6
4. 基礎率変更権に関するもの.....	7
5. 保険計理人の意見書に関するもの.....	9
6. 施行時期に関するもの.....	10
7. その他	10

※ 以下の略称を使用しております。

- 規則 ・ ・ ・ ・ (別紙 2) 保険業法施行規則 (平成 8 年大蔵省令第 5 号) の一部を改正する内閣府令 (案)
- 告示 231 号 ・ ・ ・ ・ (別紙 3) 保険業法施行規則第 69 条第 7 項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件 (平成 10 年大蔵省告示第 231 号) を改正する告示 (案)
- 告示 22 号 ・ ・ ・ ・ (別紙 5) 保険業法施行規則第 80 条及び第 158 条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件 (平成 12 年金融監督庁・大蔵省告示第 22 号) を改正する告示 (案)
- 指針 ・ ・ ・ ・ (別紙 7) 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部を改正する (案)
- (別紙 1-2) ・ ・ ・ ・ 本ルール整備案の全体の概要(別紙 1-2) (平成 18 年 2 月 10 日公表資料)

1. 全体的な評価に関するもの

コメントの概要 (全体評価)	コメントに対する考え方
【総論】 第三分野給付には、将来の医療・社会環境の変化の影響等による不確実性があります。こうしたリスクを適切に管理することにより、健全性の確保を図ることは、保険会社に対する信頼性の向上、健全なマーケットの成長を目指すために極めて重要であり、今回の制度改正について、関係各位のご努力に深く敬意を表します。 また、第三分野リスクへの対応が向上するよう、生命保険協会としても貢献して行きたいと思えます。併せて、制度の更なる発展に向け、引続きご検討をお願い致します。 (生命保険協会)	貴重なご意見として承ります。

コメントの概要（全体評価）	コメントに対する考え方
【総論】 第三分野商品に対する消費者ニーズが高まる中であって、これらの商品の健全性の確保のために適切な対応を図ることは一層重要と考えられ、今回の積立ルール整備に関してご努力頂きました関係各位の皆様に対して敬意を表します。 今回、当面の対応として、ストレステスト・負債十分性テストを導入することは意義のあることと思います。今後も、第三分野商品にかかる保険事故発生率に関して、データを十分に蓄積し、標準発生率の設定を行うとともに、一層のスタンダード化の検討を進めて頂きたいと思います。 （日本生命）	貴重なご意見として承ります。

2. ストレステスト、負債十分性テストに関するもの

(1) テストの実施対象

コメントの概要（テストの実施対象）	コメントに対する考え方
【告示 231 号別表Ⅲ. 4①、告示 22 号別表Ⅲ. 6①】 本テストを行う目的は、「終身保障タイプが主流。このため、保障期間は長期にわたる。」という特徴を有した第三分野商品に対応することであると考えます。従って、本テストの対象契約についても、終身タイプの契約、もしくは、有期契約については、終身に準ずる程度に保険期間が長期な契約に限定することが、他の種目との公平性の観点から考えて、合理的ではないかと考えられます。期間を短くとも 10 年超（約款上保険会社が更新を約している自動更新契約は 10 年以下を含む）とするべきです。 又会社の経営に影響のない程度の販売規模の場合も、多大なコストを掛けてまでストレステスト・負債十分性テストを行う必要はなく、当該商品の責任準備金額（未経過保険料＋保険料積立金）が一定額以下（例えば 10 億円）、かつ、会社全体の責任準備金額の一定割合（例えば 10%）以下の商品は対象外とすべきです。 （外国損害保険協会）	第三分野については、個々の商品に対応した確立した標準的な発生率が存在しないことから、このような事後検証の仕組みを導入し、財務の健全性を確保することとしたものであり、他の種目との公平性を論じることは適切ではないと考えています。 第三分野については、商品ごと有するリスクが異なっており、保険期間 10 年以下の保険であっても大きなリスクを有するケースも存在する可能性があることから、1 年を超える保険期間を有するものを分析対象としたものです。 なお、シェアが小さな商品であっても、それらの保険事故発生率に関して適切な分析を行い、必要であれば十分な積立を行うことによりリスクの発現に対応し、健全な積立水準の維持に寄与するものと考えられます。 また、仮に積立が発生しないようなケースにおいても保険事故発生率の動向を的確に把握することによりリスク管理上有用な情報が得られるばかりでなく経営政策などにも資することとなると考えています。
【告示 231 号別表Ⅲ. 4①、告示 22 号別表Ⅲ. 6①】 今回の規制について、1 年更新の商品についてどのように考えているのか聞かせていただきたい。 今回の規制は、いわゆる損害保険の 1 年更新型の商品は含まれていない。このような商品は毎年更新時に料率を改訂可能でリスクは小さく、また監督上の責任準備金、危険準備金は、長期の保障に対応するものであることから、ストレステストや負債十分性テストの対象でないことは妥当と考える。しかしながら、これらの対象からはずれる一方で、適切な発生率を用いた料率設定を行っているか、事後的なモニタリングがきちんとなされ	第三分野の保険が長期に亘ること、一旦リスクが顕在化した場合回復が難しいことなどから、仮に収支に不足が生じていなくとも将来のリスクに備えるための事後検証のルールを定めたものです。 ご指摘のように短期間の保険については、モニタリングやそれに続くデータ分析などを通じて、不足が生じていないか確認し、不足が生じた場合にはそれが恒常的なものであれば、保険料を引き上げるなど必要な措置を行うべきと考えられます。当局としてもオフサイトモニタリングを通じて監督していく所存です。

コメントの概要 (テストの実施対象)	コメントに対する考え方
ているか、十分に監督を行う必要があると考えます。 (個人)	
【告示 231 号別表Ⅲ. 4①告示 22 号別表Ⅲ. 6①】 ご契約者の保護のために財政上の健全性を確保するのが規制の目的であれば、保険期間 1 年といえども適用除外にすべきではないと考えます。さもないとすべてのご契約者の保護にならないうえ、生命保険会社と損害保険会社の間に不公平が生じます。お客様をニーズに合わない短期契約に向かわせる結果になりかねません。また、逆選択の可能性と競争力の問題から、1 年更新の契約でさえ保険料を変更することは困難です。したがって会社の長期的財政健全性に焦点を絞るべきであると考えます。10 年にわたるストレステストと負債充分性テストをすべての該当契約に適用することでその目的は達成できると思われま (欧州ビジネス協会、アクサ生命)	保険期間が一年以下の第三分野商品については、実際に不足が発生しても保険期間が 1 年であるため、当該事業年度内に基礎率を同じくする契約集団の保険期間が完了し収支・損益が認識でき、他の複数年の保険と比較して見直しが容易です。 このように、毎年更新が行われる保険において、収支の不足が恒常的なものである場合に、不足分の対応を当初から危険準備金の取り崩しにより行うことを前提とするのは商品特性上適切ではなく、保険料または商品の見直しにより対応することが適切であると考えます。 これらのことから、今回の第三分野保険の保険事故発生率の不確実性に焦点を当てたストレステスト、負債十分性テストは不要としたものです。
【告示 231 号別表Ⅲ. 4②】 傷害保険契約はストレステストの対象外となっているが、これには、生命保険会社の一般的な災害給付も含まれると考えられる。医療・介護等におけるトレンドから予測可能な将来変動の不確実性が今回の新たな評価対象のリスクであるため、これら傷害給付はストレステストの対象外という考え方でよいか。 (生命保険協会)	貴見のとおりで差し支えありません。
【告示 231 号別表Ⅲ. 4③】 「保険事故発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来す恐れが極めて低い保険給付」とあるが、例えば、死亡保険に組み込まれている高度障害給付のうち疾病による高度障害給付部分も、上記要件に該当していれば、普通死亡給付の付随給付としてストレステストの対象外という理解でよいか。 (生命保険協会)	当該給付が規定の要件に該当する場合は、対象外として差し支えありません。

(2) テストの方法

コメントの概要 (テストの方法)	コメントに対する考え方
【告示 231 号第 2 条の 2 第 1 号】 ストレステストにより計算される危険準備金の積立限度額は、今後 10 年間で発生するおそれがある不足額であるため、積立限度額から前事業年度末の積立残高の額を控除して得られた額を 10 で除した額以上とするなど 10 年間にわたる計画的な積立を認めていただきたい。 (日本損害保険協会)	ストレステストで各保険商品のリスクの実態に対応して算出された危険準備金の額を積立てることにより、保険金等の債務を確実に履行するための財務基盤の充実が図られ、もって保険契約者の保護が図られるものと考えています。 ストレステストの分析対象とした期間のなかで、必ずしも 10 年後（分析期間の最後）に最大の不足が発生するとは限らないことや、リスクが実現化した場合、必要な積立額が急激に増えてい

コメントの概要 (テストの方法)	コメントに対する考え方
	くおそれがあることなどから、将来のリスクとして認識した時点で積み立てるとしたものです。
【告示231号別表Ⅱ】 ストレステストにおける将来給付額の計算は、危険発生率と将来の保有契約高を乗じることで算出するものとされております。しかしながら、第3分野の商品は多様化が進んでおり、発生率以外に、入院継続率、免責期間、回復率、実損填補等、考慮すべき要因が多くあります。ストレステストにおいては、発生率（件数ではなく金額発生率と理解しております。）に関する部分のみが対象となると理解しておりますので、これらの金額発生率に影響する部分の確率的な変動を考慮し、99%のリスクをカバーするように計算するには、危険発生率から計算するのではなく、確率論的手法（シミュレーション）によって将来給付額を直接計算する方がより各社の商品性を反映したリスクが計算可能と思います。このような計算方法も認めていただきたいと思います。 (個人)	ストレステスト、負債十分性テストにおいては、各社が商品ごと適切なモデルを用いて行うことが適切と考えており、確率論的な手法により99%のリスクをカバーするような将来給付額を計算することを否定したものではありませんが、仮に実績等から発生率の上昇トレンドなどが認められる場合はそれらを適切にモデルに反映すべきと考えております。 なお、発生率は金額発生率を見込むことが適切な場合は、金額発生率として差し支えありません。
【告示 231 号別表Ⅱ、告示 22 号別表Ⅱ】 ストレステスト及び負債十分性テストの実施に際して用いる危険発生率の算出については、「過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて設定すること」とされているが、健全性確保の観点からは、スタンダードな危険発生率を設定すべきである。これにより、適切なリスク評価が行えるものとする。 (日本生命)	危険発生率の予測においては、保険事故発生率やその変動の状況などの過去の実績の推移、保険契約者の年齢構成や規模等の他、将来の疾病構造の変化の影響、医療環境や政策要素の影響の程度、保険商品の給付内容や販売政策の違いなどが反映するものと考えられることから各保険会社が適切に見込むこととしたものであります。 ご指摘のスタンダード化については、第三分野の多様な商品に対応し、将来の不確実性を的確に織り込まなければならないが、現時点では、この検証が十分行われているとは言えないため、適切かつ十分な事後検証の下で財務の健全性を確保していくべきと考えています。
【告示 231 号別表Ⅱ、告示 22 号別表Ⅱ】 負債十分性テストにおける危険発生率はストレステストにおける危険発生率Bと同じものという理解でよい。 (生命保険協会)	貴見のとおりで差し支えありません。
【告示 231 号別表Ⅱ. 1②、告示 22 号別表Ⅱ. 1②、指針Ⅱ-2-1-2(7)③】 テストの実施にあたり「被保険者数が少なく統計的な取り扱いが困難な場合…」との特則を規定していただいておりますが、被保険者数が多くても、事故頻度が小さく事故件数が少ない場合は、統計的な取り扱いが困難であると考えます。統計的な取り扱いが困難な場合を被保険者数が少ない場合に限定した理由をお伺いしたい。 (三井住友海上火災)	被保険者数が少ない場合については、危険発生率の算出にあたって誤差が大きくなり過ぎる場合があることから、予定発生率を算出する際に用いたデータを使用するなど、データの不足を補うための方法を記載したものです。 一方、被保険者数が十分に大きければ、事故件数が少ない場合であっても、一定の評価が可能と考えられます。 ただし、以下のようなケースについては、被保険者数が比較的多い場合であっても、統計的な取り扱いを行うにあたり、被保険者数が十分でなく、適切なリスクの測定ができないことも考えられ

コメントの概要 (テストの方法)	コメントに対する考え方
	るため、被保険者数が少ないものとして取り扱って差し支えありません。 ・予定発生率が非常に低く、まれにしか保険事故が発生しないが、保険金が大きく債務の履行に影響を及ぼすような保険給付を含む場合 ・保険事故が高齢者に偏って発生するような保険商品において、被保険者が高齢化していないため実績の事故が発生していない場合
【告示 22 号別表Ⅱ、指針Ⅱ-2-1-2 (7) ②】 「基礎率を同じくする区分」単位で追加責任準備金の水準を決定する枠組みとなっているが、適切な内部管理に基づく区分単位で追加責任準備金の水準を決定することを画一的に排除すべきではない。 例えば、保険引受リスクのコントロール手法の一つとして、反対給付の利用があります。こうしたリスク管理を行っている場合に、リスクの減殺効果を認めず、それぞれの給付を別区分として追加責任準備金を算定する手法しか認めないのは保守的に過ぎるのではないのでしょうか。 もちろん、内部管理に基づく区分の適切性を確保する手段が必要になると思いますが、継続適用を前提にした上で、当局の認可（基礎書類への記載）、当局への届出、取締役会等の関与（社内規程化）等によることが考えられます。 (個人)	第三分野の保険事故発生率については、発生率の適切性を確認するという趣旨で行うものであることから、基礎率を同じくする契約区分でテストを行うことが適切と考えたものです。 リスクの発生が逆相関となりうる給付を組み合わせた商品については、それらの給付を常に組み合わせ販売している場合であれば、基礎率を同じくする契約区分として、これらのリスク相殺効果を評価することになることから、危険発生率の計算において相殺効果を考慮することも可能と考えています。
【告示 22 号別表Ⅳ】 負債十分性テストの実施要領は簡潔であり、告示に書かれていない細目を設定するにあたり、実施方法に共通点を有する 1 号収支分析の実務基準を参照することになると考えられるが、本点につき確認させていただきたい。 (日本損害保険協会)	1 号収支分析を参照する場合の具体的な内容の提示がないため、一概にはお答えできませんが、負債十分性テストを行うに当たり、適切な方法と考えられる場合については、参照して差し支えありません。
【告示 231 号別表Ⅲ. 1】 ストレステストの方法は会社にまかされており、将来的も会社の判断で見直しができるものと可能と考えてよい。 (欧州ビジネス協会、アクサ生命)	「告示 231 号別表Ⅲ. 1」に規定しているとおり、変更を行う合理的な理由がない場合は、継続して使用することが必要です。
【告示 231 号別表】 今回示された手法については「医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすい。」という第三分野商品のリスクを過小に評価するおそれがあります。 特に損害保険会社においては、2001 年 7 月に第三分野商品の発売を開始したばかりで保険料規模も比較的小さく、まだ選択効果も大きく働く状況であり、各社の保有契約量が著しく異なる状況を考えた場合、リスクを過小、または過大に評価することとなり、公平で適切な規制とは言えません。さらに給付／料率区分毎にそれを細分化することは、それに拍車をかけることになります。 以上を考慮して、ストレステストの方法については、より趣旨に沿った形で機能する方法に変更	平成 17 年 7 月に公表した「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」の報告書には、過去のトレンドから予測可能なリスクを「リスク A」、将来を予測できない外的要因によるリスクを「リスク B」として定義しています。 今回の積立ルールの見直しでは、ご指摘のような予測できない突発的なリスクに対応するための積立では「リスク B」として現行の積立水準を確保した上で、ストレステストにより、「リスク A」に対応する積立を行うこととしたものです。 ストレステストを実施することにより、既に実績において発生率の上昇などの兆候がみられるものについてはそのリスクを評価することが可能となり、突発的なリスクに対応する積立でも

コメントの概要 (テストの方法)	コメントに対する考え方
すべきと考えます。また、その方法については、日本アクチュアリー会に検討を依頼することにより、より専門的で効果的な具体策が期待できるものと考えます。当該検討期間中については、代替的手法として、例えば危険準備金の積立水準を現行の α 倍にする等により、健全性を高めていく方法も考えられるのではないのでしょうか。 (外国損害保険協会)	現行水準が維持されることから全体としてより適切な積立水準が確保できるものと考えています。 なお、報告書においては、将来的には標準発生率や参考純率のようなスタンダード化が必要との意見もあったが、当面はまずデータの整備に注力し、将来的課題として検討していくべき旨、記されています。

3. 情報開示に関するもの

コメントの概要 (情報開示)	コメントに対する考え方
【規則第 53 条第 1 項第 7 号の 2、同項第 7 号の 3、規則別表】 理解しにくい不必要な情報公開が行われると、商品性が全く異なる契約を比較するなど本来なら単純に比較できない不適切な会社間比較などが行われ、不要な価格競争が生まれる可能性もあります。 本来消費者に提供すべき情報は、給付内容（金額、免責など）、契約者サービスの内容、保険金支払と対応能力、財務の健全性などです。今回提示された内容は会社に多大な事務負担がかかることもあり、開示内容については、会社の判断に任せるべきであります。 (欧州ビジネス協会、アクサ生命)	保険会社は、消費者利便の向上、消費者保護の充実という観点のみならず、市場規律をより機能させるために、保険商品の収支状況や基礎率変更条項、負債十分性テストの実施状況等を開示していく必要があります。特に、利用者の視点に立った情報開示の重要性を十分に認識し、消費者が保険商品の内容、財務状況を適切に判断できるよう、創意工夫に基づき分かりやすい情報開示に務めることが求められるものと考えます。 ご指摘のように単純に各社のデータを比較できる性格のものではありませんが、消費者に対し、保険会社のリスク管理の考え方や給付実績等の現状を理解していただくことが重要です。 また、ディスクロージャーが効果的に機能すれば、仮に不適切な価格設定が行われた保険商品があった場合には、保険契約者等の評価は得られないものと考えます。
【規則第 59 条の 2、指針Ⅱ-2-1-4(17)①、Ⅱ-2-6-3(2)①】 財務諸表の表示およびその理解に有用である関連事項の開示に関しては企業会計の基本原則の一つである重要性の原則に沿った運用が必要と考えられるが、本件に関して以下の取り扱いを検討いただきたい。 ① 出再状況については、出再保険料に占める第三分野の出再保険料の割合もしくは第三分野の収入保険料に占める出再保険料の割合が 5 %未満の場合には、開示を必要としない。 ② E.I 損害率については、傷害保険の保険料に占める第三分野商品（医療、介護、がん、その	① ご指摘にある第三分野に係る再保険については、限られたマーケットであり、現時点では大きな市場ではないと認識しているところです。しかしながら、成熟していない市場であるために、その再保険の適切性を確保して行くためには、情報の開示が一定の役割を果たすものと考えられます。検討チームによる「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」報告書にも「移転されたリスクが適切に管理されていることとその開示がなされていること、さらにその状況を当局が監督していることを持って確保されるものと考えられる。」と記載されております。 したがって、再保険に付した部分の保険料積立金を積立てないとしたものに限って開示を求めることとしたものです。 ② 当該開示指標は「第三分野の責任準備金の適切性を確保するための考え方」、「ストレステ

コメントの概要（情報開示）	コメントに対する考え方
他)の保険料の割合が小さい場合に、開示にあたり傷害保険の区分に含めることができる。 また、医療・介護・がん・その他の区分についても、第三分野合計の保険料水準に比し重要性が小さいと考えられる場合（例えば5%未満など）には「その他」の区分に含めることができますでしょうか。 （日本損害保険協会）	スト、負債十分性テストの合理性・妥当性」、「ストレステスト、負債十分性テストの実施状況」と合わせて開示することにより、当該保険会社における第三分野保険の財務の健全性を示す重要な指標となると考えられます。 このような考え方に立って、商品の種類に応じ、少なくとも4区分での開示を求めることとしております。 なお、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記し、適切な区分に含める取扱いを可能とするよう、指針の修正を行いました。
【指針Ⅱ-2-1-4(17)①】 「E.Ⅰ 損害率を開示する場合は、傷害保険の区分を少なくとも、医療、がん、介護、その他に区分するものとする。」の実施時期は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から（平成19年度の開示から実施）と理解してよいでしょうか。 （日本損害保険協会）	貴見のとおりで差し支えありません。

4. 基礎率変更権に関するもの

コメントの概要（基礎率変更権）	コメントに対する考え方
【規則第11条第7号イ】 長期・疾病リスクをもつ第三分野保険に、必ずしも基礎率変更権を規定する必要がなく、保険会社の判断で商品開発が可能である（基礎率変更権の規定のない長期・疾病リスクを保障する第三分野商品の新設や現存商品に規定している「数値基準のない基礎率変更権」を無くす認可改定が可能なこと）と解してよいかを確認させていただきたい。また、基礎率変更権の規定の有無によって、認可基準が異なるといったことは無いと解してよいかについても確認させていただきたい。 （日本損害保険協会）	保険商品の抱えるリスクを保険会社として適切に管理することができるのであれば、基礎率変更権の規定の保有を求めるものではありません。
【規則第11条第7号イ】 基礎率変更権を持つ商品の認可申請に際しては「基礎率変更権行使基準」を明確に定めることとあるが、基礎率変更権を持つ既存の商品で例えば予定死亡率、予定発生率等の改訂により料率改訂を行なう場合、会社として「基礎率変更権行使基準」を明確に定めない場合には基礎率変更権は存置できないという解釈でよいか。 （オリックス生命）	貴見のとおりで差し支えありません。
【規則第11条第7号イ】 既存の第三分野契約の基礎率変更権を放棄することを可能と考えて良いのでしょうか。 （アクサ生命）	ご質問の趣旨が定かではありませんが、一般論として申し上げれば、契約者にとって不利な変更を生じるケースを含む場合は、再度契約者の同意を得る必要があります。
【規則第53条第1項第7号の2】 規則第53条第1項第7号の2において「書面の交付により、説明を行うことを確保するための	貴見を踏まえ、規則第53条第2項中「前項第5号から第7号及び第7号の3」を「前項第5号

コメントの概要（基礎率変更権）	コメントに対する考え方
措置」と規定されていますが、インターネットに代表されるようなペーパーレスの募集についても視野に入れた規定にすべきと考えます。そのため、例えば、「書面の交付等により、説明を行うことを確保するための措置」に変更することを要望します。 （外国損害保険協会）	から第 7 号の 3」と修正いたします。 なお、電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式の場合、以下の点に留意してください。 ○ 販売形態の特性を踏まえた上で、基本的には対面販売で求められる内容と同程度の情報提供及び説明を確保すること。 （指針Ⅱ-3-5-1-2（14）⑤） ○ 契約内容の確認及び申込書の写し等を交付することについてもその販売形態に応じた対応が、それぞれ求められていること。 （指針Ⅱ-3-5-1-2（15））
【規則第 53 条第 1 項第 7 号の 3】 保険契約者は、実績発生率等の指標の持つ意味を十分に理解していないと考えられ、当該内容を保険契約者に開示することは、実態開示の趣旨に反し、むしろ誤解を与えることになりかねません。また、開示をすることにより、行使基準自体に縛られる事となりかねません。料率の変更は、各社の財務状況を分析・観察し、総合的に判断の上で行使されるものであり、その趣旨に反するものと考えます。 本来、基礎率変更権は保険会社が超長期の保険リスクに備えるためのもので、短期間の指標の推移を保険契約者に開示することは、将来のリスクを無視して保険料引き下げの圧力を増大させ、その結果保険会社の健全性を低下させることとなります。 また、保険料の上昇に結びつくコストを掛けてまで毎年契約者一人一人に直接書面交付を行うことは、むしろ契約者利益を害するとしか考えられません。基礎率変更権を持つ以上は、それに係る状況の開示が必要との考えを全く否定するものではありませんが、仮にそれを行なうとしてもディスクロージャー資料または HP への掲載で十分であると考えます。 （外国損害保険協会）	保険会社は、利用者の視点に立った情報開示の重要性を十分に認識し、消費者が保険商品の内容、財務状況を適切に判断できるよう、創意工夫に基づき分かりやすい情報開示に務めることが求められるものと考えます。 本件に関しては、金利などの場合と異なり、保険事故発生率に関する情報は保険会社が一方的に有しており、保険契約者は基礎率変更権が行使されるリスクがどの程度あるのか把握することが非常に困難です。また、現状では基礎率変更権の存在自体についても認識されていないケースがあります。 これらの情報提供がない状況においては、契約者にとっては基礎率変更権の行使は、予測し得ないものとなるため、行使に伴うトラブルが発生したり、情報開示が不十分な場合は風評を呼ぶことも考えられます。 そこで、基礎率変更権の実効性を確保するために、①行使基準に透明性のある数値基準を導入、②募集時に重要事項として予定発生率の合理性、行使基準、その場合の変更内容等の説明を義務化、③行使基準となる指標の推移などの情報提供、を行うことにより、予め合意がなされ、定期的な情報提供が行われることを求めたものです。 また、仮に行使基準に該当している場合であって、それを行使しない場合においては、行使基準に該当するかしないかをお知らせする際に合せて、その理由を説明することとしており（指針Ⅱ-3-5-1-2（11）②）、総合的な経営判断を否定したものではありません。
【規則第 53 条第 1 項第 7 号の 2 ロ、指針Ⅱ-3-5-1-2(10)】 指針Ⅱ-3-5-1-2(10)において、「予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。」とある。契約者に対し合理的な設定であることを説明するという主旨と思うが、保険数理等の専門性が高いものや、過度に精緻な情報提供は契約者の理解を得られないものと思われる。また、使用している基礎データは、保険商品の価格設定に関する重要情報でも	基礎率変更権を実効性のあるものとするという観点から、保険契約の締結にあたっては、契約者が基礎率変更の行使する基準について十分理解することが不可欠です。そのためには、「どのような場合に基礎率変更権が行使されるか」だけでなく、予め設定した予定発生率が合理的に決められており、通常の予測の範囲内では行使基準に該当しないことを前提としたものであることを

コメントの概要（基礎率変更権）	コメントに対する考え方
あり、開示した場合、競争上の問題が生じると考えられる。実際の契約者宛の説明内容は、例えば定性的なコメントを主体にするなど、各社の創意工夫により契約者がわかりやすいものとするという理解でよい。 （日本損害保険協会、生命保険協会）	説明することが重要です。 その際、過度に専門的な説明は必要なく、契約者にわかりやすい説明を行うことが重要です。ただし、一般的に言えば、契約者との合意形成を図る上である程度の具体的な情報開示が必要であると考えられます。
【（別紙 1-2） 3. (4) ① 規則第 53 条第 1 項第 7 号の 2、第 7 号の 3】 「既販売商品についても、基礎率変更権を行使する場合には同等の措置が求められる。」とあるが、既契約は既に募集時期を経過している。したがって、「同等の措置」とは、具体的な行使基準の策定と契約者宛通知、及び、その基準に関する定期的な情報提供という理解でよい。 また、平成 19 年 3 月以前の既契約に対しては、施行規則第 53 条第 1 項第 7 号の 2、第 7 号の 3 の規定が適用されるのではなく、前述の措置が確保されているかが、基礎率変更権の行使の申請に際し必要とされる条件という理解でよい。 （生命保険協会）	貴見のとおりで差し支えありません。

5. 保険計理人の意見書に関するもの

コメントの概要（意見書）	コメントに対する考え方
【規則第 6 条第 1 項第 11 号、第 243 条】 保険計理人が確認した結果を記載した意見書が必要となる保険契約の対象となる種目が第三分野全体となっているが、傷害保険のみならず、第二分野に付帯している傷害特約や自動車保険の搭乗者傷害等の中には「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」の問題の所在にあるような過去のトレンドからは予測困難な不確実性を孕んだ長期リスクの無いものも含まれている。保険計理人の意見書の対象もストレステスト・負債十分性テストに合わせこれらを対象外とすべき。 （日本損害保険協会）	貴見を踏まえ、保険計理人の意見書の対象はストレステスト等と合わせ、以下の内容に規則の修正をします。 ○ 保険計理人の意見書の対象は、第三分野保険のうち、下記の保険を除いたものとする。 ・ 保険期間が 1 年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。） ・ 規則第 212 条第 1 項第 5 号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約
【規則第 6 条第 1 項第 11 号、規則第 243 条】 規則第 6 条（免許申請書の添付書類）および第 243 条（認可等の申請）に新たに規定された、第三分野商品の認可申請時に添付する保険計理人の意見書は、保険料積立金を積む必要のないタイプの傷害保険については、対象外であると理解してよい。 （外国損害保険協会）	対象外とする保険は、上記のとおりとしました。
【規則第 6 条第 1 項第 11 号、第 243 条】 ・ 保険計理人が確認した結果を記載した意見書については、意見書提出に代えて、認可申請内容評価表に「保険計理人が保険数理に基づき合理的かつ妥当であることを確認したか」という項目欄を追加することによる措置を検討いただきたい。 ・ 保険計理人が確認した結果を記載した意見書	保険計理人は、保険業法施行規則第 77 条に基づき、保険数理に関する事項について関与していることから、保険計理人が当該関与業務において確認した、保険商品の保険数理的観点からの妥当性について記載した会社宛の意見書を当局に対しても提出されるよう求めています。

コメントの概要（意見書）	コメントに対する考え方
は、保険計理人が会社に宛てたものか。 意見書の記載内容は、「認可申請書の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当である」ことを確認した、以下例のようなもので差し支えないと解してよい。 例)「別紙 3 保険料及び責任準備金の算出方法書の一部変更に関する事項」の記載事項（第三分野保険に関するものに限る）が、保険数理に基づき合理的かつ妥当であることを確認した。 (日本損害保険協会)	
【規則第 243 条】 保険計理人の対象となる種目は、保険業法施行規則第 11 条にいう「第三分野の保険契約」と同様とするべきと考えるが、仮に対象となる種目が第三分野全体となる場合において、第 243 条の規定中、「第 83 条に定める事項を除く」とあるのは、第 83 条に規定された保険契約（届出種目）については、意見書の添付は不要であるという趣旨と解してよい。 (日本損害保険協会)	貴見のとおりで差し支えありません。
【規則第 243 条】 第 243 条で規定する意見書は、第 77 条に規定する保険計理人の関与事項であると解してよい。 (日本損害保険協会)	貴見のとおりで差し支えありません。

6. 施行時期に関するもの

コメントの概要（施行時期）	コメントに対する考え方
【(別紙 1-2) 4】 今回示されたテストを行うためには基礎データ及びシステムの整備、要員の確保、社内規程、リスク管理規程整備、社内体制整備、具体的な手法の開発及び試算・検証等を行う必要があり、平成 18 年度決算からの実施は困難な場合も十分予想される。経過的に何らかの簡便法を認めるか、平成 19 年度（平成 20 年 3 月期）決算から実施することも可としていただきたい。 (外国損害保険協会、日本損害保険協会)	貴見を踏まえ、19 年 3 月期については、本制度の運用が適切になされるための準備として各社において試行をすることとし、ストレステスト等の関係規則・告示等の施行時期については、平成 19 年 4 月 1 日とすることといたします。
【(別紙 1-2) 4】 ストレステスト及び負債充分性テストの初回適用は 2006 年 9 月の上半期報告からであるのか、2007 年 3 月の年度報告なのか確認したい。 (欧州ビジネス協会、アクサ生命)	上記のとおり改正することとしました。

7. その他

コメントの概要（その他）	コメントに対する考え方
【規則第 87 条第 1 号】 規則第 87 条第 1 号中の括弧書（次号に掲げる額を除く。）の意味は、保険業法施行規則第 87 条第 1 号に規定された保険リスクに対応する額から、同条第 1 号の 2 により算出された第三分野保	これまで保険リスクは、第一・第二・第三分野に関わらず同一区分で認識していたものを、今般の改正で第三分野の保険リスクを別途区分して認識することとしたことから、規則第 87 条第 1 号

コメントの概要（その他）	コメントに対する考え方
険の保険リスクに対応する額を控除して算出するという趣旨ではないという理解でよいか確認したい。 （日本損害保険協会）	に掲げる額には同条第1号の2に掲げる額は含まないという趣旨で、当該括弧書の規定を置いています。（ただし、損保は当面の間、規則第87条第1号においても第三分野の保険リスクの一部を認識することになります。）
【指針Ⅱ-2-5-1-2（8）】 「第三分野保険については、被保険者集団の特性や生存保障性を考慮した死亡率を使用した積み立てを行っているか」とある。標準責任準備金制度において、契約時の基礎率を契約終期まで固定する所謂ロックイン方式を現在採用しており、事後の状況変化に伴う不足の認識は将来収支分析等で行う枠組みである。生存保障リスクも含めた健全性は、この枠組みの中で確認することもできるという理解でよいか。 （生命保険協会）	既契約の商品については、貴見のとおりで差し支えありません。
【指針（現行）Ⅳ-4-1】 今回の指針改正案において、現行指針Ⅳ-4-1「入院・通院支払限度日数の設定は、保険数理上の合理性及びモラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか」という個別の記載は削除される一方で、指針改正案Ⅱ-2-8保険引受リスク管理態勢において、第三分野保険に係るリスク管理態勢の整備を求める等、より汎用的な記載が追記されている。 従って、現行指針Ⅳ-4-1に記載されていた入院・通院支払限度日数の設定については、引き続き保険会社が適切な検証を行った上で設定されるべき事項であるとともに、当局の保険商品審査においても確認される事項であり、特段の変更はないという理解でよいか。 （生命保険協会）	入院・通院支払限度日数の設定については、保険会社が保険数理上の合理性及びモラルリスク排除の観点から適切な検証を行う必要があるということについては、変更ありません。